

(浦和会場) 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法第14条により、特定化学物質・四アルキル鉛等を製造し、又は取り扱う作業については、作業主任者を選任し、その者に特定化学物質・四アルキル鉛等による障害又は中毒を予防するための作業方法の決定、労働者の指揮等の職務を行わせなければならないことになっています。当連合会は、埼玉労働局長登録教習機関として各種資格取得講習を実施しており、標記講習を下記要領により実施いたします。ご案内申し上げますとともに、受講について格別のご高配をお願いいたします。

記

- 1 日 時 5月25日(火) 9:00~16:50 学科
5月26日(水) 9:00~17:45 学科・試験
- 2 講習会場 (一社) 埼玉労働基準協会連合会 研修室
さいたま市中央区新中里1-3-3 (埼大通りメディカルビル2階) TEL: 048-822-3466
JR 京浜東北線北浦和駅下車(西口)又は埼京線南与野駅下車(東口) 各徒歩約15分
- 3 講習人員 38名 ※定員に達し次第、締切りとさせていただきます。
- 4 受講資格 満18才以上
- 5 講習科目 ①特定化学物質および四アルキル鉛等による健康障害とその予防措置
②作業環境の改善方法 ③保護具 ④関係法令
- 6 講習費用 15,180円 内訳: 受講料13,200円(消費税含む)、テキスト代1,980円(消費税含む)
※納入いただいた講習費用はお返しいたしません。
- 7 申込方法 次の方法によりお申し込みください。なお、事前にお電話または「浦和地区労働基準協会」のホームページで申込状況をご確認ください。

いずれの場合でも個人申し込みの方は本人確認のため、氏名・生年月日・住所がわかる自動車運転免許証・健康保険証等の公的書類の写しを添付願います。

- (1) 郵送申込 ①受講申込書、②写真1枚(縦3.0cm×横2.5cm、6ヶ月以内撮影、正面、無帽、無背景、裏面に氏名記入、デジタル写真の場合は写真専用紙を使用し受講申込書に貼付)、③講習費用、④返信用封筒(宛先明記、84円切手貼付)を同封の上、現金書留でご送付ください。受付後、受講票と領収書を送付いたします。

※講習費用は振込でのお支払いも可能です。

・振込先 埼玉りそな銀行与野支店 普通 4404703

(一社) 浦和地区労働基準協会 (振込手数料はご負担願います)

・振込確認後、受講票を送付いたします。

- (2) 持参申込 ①受講申込書、②写真1枚(上記と同じ)、③講習費用を下記協会事務所にご持参ください。(案内図は浦和地区労働基準協会ホームページでご確認ください)
来会受付: 午前10時~午後4時まで(土・日・祝日及び昼休みの時間除く。)

申込先 (一社) 浦和地区労働基準協会

〒336-0021 さいたま市南区别所1-2-8 (インテルU 3階)

TEL: 048-767-8575 FAX: 048-767-8576

※講習当日の申し込み受付はいたしません。

注) 受講会場は申込場所とは異なりますのでご注意ください。

- 8 修了証 全科目を受講し、所定の修了試験に合格した者には、修了証が交付されます。
- 9 その他 (1) テキストは講習当日にお渡しいたします。
(2) 駐車場は使用できません。